

資料提供

令和3年9月15日
課名:産業廃棄物対策課
担当:河村
内線:2962
外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である株式会社高田設備に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県西部厚生環境事務所広島支所）

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 （住所）	株式会社 ^{たかたせつび} 高田設備 代表取締役 ^{きたむら} 北村 ^{しろう} 賜郎 （広島県安芸高田市甲田町高田原 1022 番地 2）
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第 03404183050 号 許可年月日：令和 2 年 5 月 1 日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和 3 年 9 月 15 日
処分理由	同社は、令和 3 年 7 月 5 日付けで、広島地方裁判所三次支部から破産手続開始の決定を受けた。 このことは、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に該当するものとして法第 14 条第 5 項第 2 号イに該当する者のうち法第 7 条第 5 項第 4 号ロに規定する者に該当するため。